

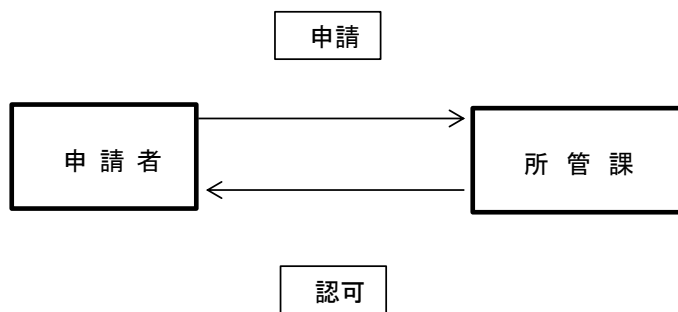
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	社会福祉法人解散の認可又は認定	
処 分 の 概 要	社会福祉法人の解散認可を行う。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第46条第2項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>社会福祉法施行規則第5条を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 社会福祉法</p> <p>第46条第2項 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>第5条 法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 法第四十六条第一項第一号 の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 財産目録及び貸借対照表</p> <p>三 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。